

平塚市分の公売保証金振込先及び振込についての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。
公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- 2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、主任歳入歳出外現金出納官吏の普通預金口座に入金済となることが必要です。この振込みに関しては、必ず「電信」としてください。また、振込手数料については、入札者の負担となります。なお、振込みは令和8年2月2日から令和8年2月9日の期間内にお願いいたします。
注1) 振込みに当たっては、振込者(入札者)の氏名(名称)の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金(振込み)してください。
(記載例)「1234-1 国税太郎」「2345-10 株式会社納稅商事」など
注2) 期間入札に係る入札期間内に、平塚市会計管理者 飯田 健一の普通預金口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。
- 3 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付し、割印を行ってください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。
公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。
誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。
- 4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書の公売保証金の返還請求欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。(公売保証金の返還は、開札終了後(次順位買受申込者が納付した公売保証金は最高価申込者の買受代金納付後) 3週間程度かかる場合があります。)
(注) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の返還請求欄」の「振込先の金融機関名」、「口座番号」及び「氏名(名称)」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を で囲んでください。
- 5 公売保証金(買受代金)の平塚市の振込先(平塚市会計管理者の普通預金口座)は次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金融機関	スルガ銀行(コード0150) 平塚支店(支店番号 320)
	預金の種類	普通預金
	口座番号	0379847
	口座名義人	平塚市会計管理者 飯田 健一 (ヒラツカシカイケイカンリシャ イイダ ケンイチ)

この口座は平塚市の公売保証金の振込口座です。東京国税局の公売保証金の振込先は、下記連絡先にお問い合わせください。

東京国税局 徴収部 特別整理総括第二課 換価担当

：03-3542-2111(代表) 内線3305・3306・3307